

今後の検討の進め方について

1. 経緯・スケジュール

○令和元年(2019年)

6月19日 改正動物愛護管理法公布

○令和2年(2020年)

8月12日 第7回検討会

8月31日 検討会とりまとめ「適正な飼養管理の基準の具体化について」公表

10月7日 第57回中央環境審議会動物愛護部会 基準案の報告・審議

10月16日 パブリックコメント

12月25日 第58回中央環境審議会動物愛護部会 答申案の承認

○令和3年(2021年)

1月7日 中央環境審議会答申「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行等の在り方について」

4月1日 「第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（以下「基準省令」）」の公布

6月1日 基準省令の施行（改正法公布後2年）

2. 今後の検討の進め方（案）

○爬虫類の飼養管理に関する情報の収集

○爬虫類の飼養管理に関するワーキンググループの設置（3回程度、5名程度）

【構成案】戸田委員、爬虫類の生理・生態に関する学識者、

爬虫類の感染症に関する学識者、爬虫類の医療・診療に携わる獣医師、

爬虫類を扱う学校関係者 等

必要に応じてアドバイザーにヒアリング等を実施

飼養管理基準の構成、内容等の検討、素案のとりまとめ

○動物の適正な飼養管理方法等に関する検討会において、爬虫類の飼養管理基準素案の精査（2回程度）

飼養管理基準案のとりまとめ

○中央環境審議会動物愛護部会の審議、パブリックコメント等諸手続を経て省令又は告示により公布